

大牟田市こども計画



はじめに



こどもを取り巻く環境は、急速な少子化の進行や家族の多様化などの中で大きく変化しており、虐待・貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラーなど、こどもたちが置かれている状況は深刻化してきています。また、保護者にとっても、共働き世帯の増加や地域とのつながりが希薄化するなど社会環境の変化により、負担や不安、孤立感が高まっており、周囲からのサポートが必要な状況となっています。

こうしたこども・子育てを取り巻く環境の変化に対応し、安心してこどもを産み育てることができ、こどもたちが誰一人取り残されことなく健やかに成長できるまちを行政や関係機関だけでなく市民が一体となって目指していくために、「大牟田市子ども・子育て応援条例」を制定し、令和6年1月に施行いたしました。あわせて、子ども医療費、学校給食費等への支援の拡充や保育所、学童保育所の待機児童ゼロの実現に向けた新たな施設の整備など、本市独自の取組を進めております。

そうした中、国におけるこども施策や本市の現状、応援条例に規定する基本理念等を踏まえながら、こどもの育成と子育て支援に関する様々な取組の充実を図り、国が目指す「こどもまんなか社会」の実現につなげるために本計画を策定しました。

将来を担うこどもたちが、このまちで安心して仕事をしながら生活できる未来を目指し、部局横断による全庁的な体制で取り組むとともに、市民や関係団体等との連携を強化し、市一丸となって子育て世代に魅力的なまちづくりに取り組んで参りたいと考えておりますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画を策定するにあたり、ご尽力いただきました大牟田市子ども・子育て会議の皆様をはじめ、市民アンケート調査やパブリックコメントなどにご協力いただいた市民の皆様並びに関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

大牟田市長 関 好孝

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景・趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	計画の対象	2
5	計画の策定及び推進体制	3

第2章 大牟田市の現状と課題

1	大牟田市の状況	4
2	児童人口の推計	11
3	第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画の振り返り	12
4	基礎調査結果からみえる現状	14
5	今後の本市におけるこども施策の課題	21

第3章 基本目標と具体的な取組

1	基本目標	28
2	基本施策	28
3	SDGs（持続可能な開発目標）との関連性	29
4	施策体系図	30
5	各施策の取組内容	32
	基本施策1 まちのみんなで“こども”と子育てを応援する風土の醸成	
	基本施策2 安心して“こども”を産み、育てることができる環境づくり	
	基本施策3 持続可能な社会の創り手となる“こども”の育成	
	基本施策4 地域や社会における“こども”の育成と支援	
6	成果指標	46

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1	根拠法令	47
2	教育・保育	47
3	地域子ども・子育て支援事業	53

資料編

1	計画策定の経過	64
2	大牟田市子ども・子育て会議	66
3	大牟田市子ども・子育て委員会	69
4	市民意見募集で寄せられた意見等	72
5	大牟田市子ども・子育て応援条例	79
6	用語集	82

1 計画策定の背景・趣旨

我が国では、少子化が予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況であり、児童虐待やいじめ、不登校、貧困、ヤングケアラーなどこどもの置かれている状況は深刻化しており、その対応が喫緊の課題となっています。少子高齢化や核家族化により、地域のつながりや家庭の機能の低下が生じてくる中、安心してこどもを産み育てることができ、こどもたちが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちを目指していくためには、私たちみんなでこどもたちを見守り、育んでいく必要があります。

このため国では、令和5年4月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行するとともに、こども家庭庁を創設し、体制の強化を図られています。また、令和5年12月に「こども大綱」を閣議決定、令和6年5月にこども大綱に基づく具体的な取組を一元的に示した「こどもまんなか実行計画 2024」を決定し、こどもや若者の権利の保障に関する取組や、少子化対策、こどもの貧困対策など、こどもや若者・家族への支援に係る施策を進めることとされています。

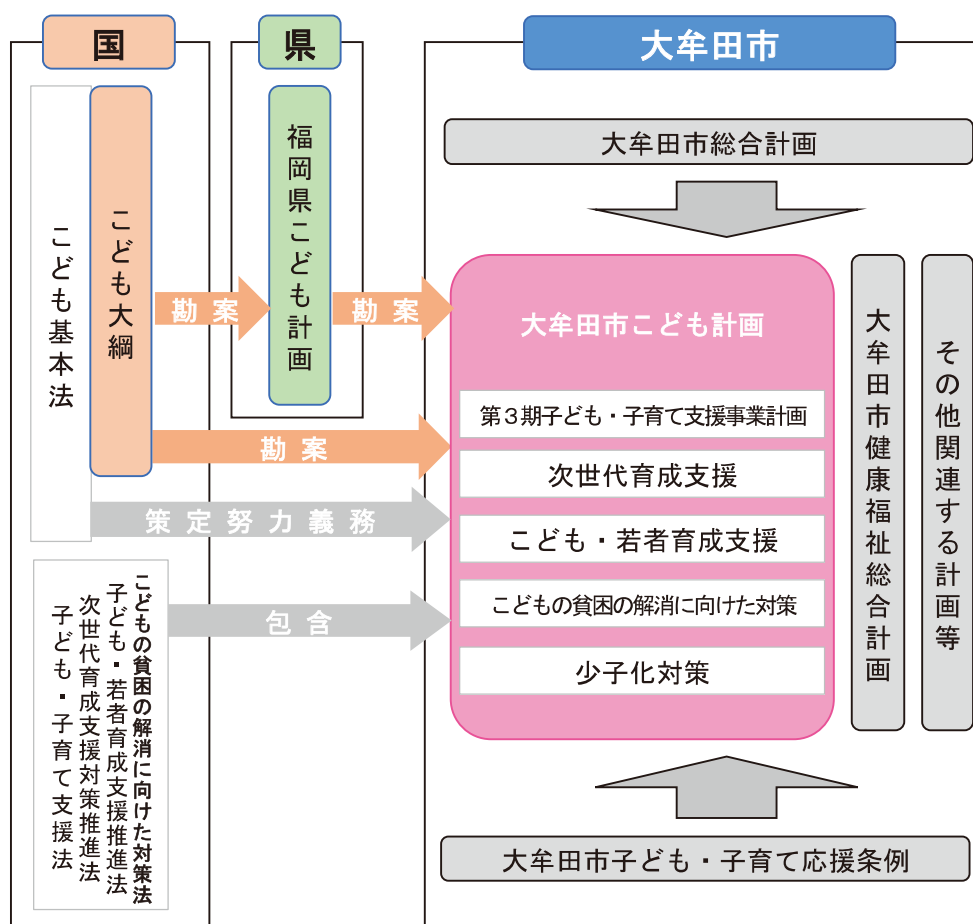
一方、本市では、誰もが安心してこどもを産み育てることができ、こどもたちが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちを目指し、令和6年1月に「大牟田市子ども・子育て応援条例」を施行しました。本条例では、まちのみんなでこどもと子育てを応援するための基本理念や、「子どもの権利」「子どもが大切にすること」「市の責務並びに地域住民等の役割」等を定めています。今後、本条例に規定する基本理念等を踏まえながら、こどもの育成と子育て支援に関する様々な取組を総合的かつ計画的に実施していくこととしています。

このような背景を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定している「第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって終了することに合わせ、こども基本法第10条に基づき、「大牟田市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、こども・若者施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども・若者施策に関連する計画等を包括するものとして策定します。

「大牟田市総合計画」を上位計画とするこども・若者及び子育て支援の視点で具体化する分野別計画として位置づけ、その他関連する計画と整合性・連携を図りながら進めていきます。



3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

なお、施策の推進状況や事業の利用状況等を把握しながら毎年度点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象

本計画は、こども基本法に基づき、心と身体の成長の段階にある人を「こども」とし、こども及び若者（概ね29歳まで。施策によっては概ね39歳まで含む）とまちのみんなでこどもと子育てを応援していく役割をもつ地域住民等を対象とします。

5 計画の策定及び推進体制

(1) 大牟田市子ども・子育て会議

地域住民（当事者である子育て家庭や若者など）や関係機関の意見を幅広く聞き取り、計画の内容に反映させるとともに、進捗状況について点検、評価を行う会議です。こども基本法第 11 条及び子ども・子育て支援法第 72 条に基づく審議会として位置づけています。

(2) 大牟田市子ども・子育て委員会

計画を策定するために、庁内関係課の課長等で組織し、全庁的かつ総合的な意見の集約及び調整を行う委員会です。